

議員の地位

議員の地位に関して議員の選挙・任期・辞職・資格の決定、兼職及び兼業の禁止については、どのように定められているか。

議員の選挙

議員の選挙について、被選挙権は、①日本国民であること、②年齢満25年以上であること、③当該地方公共団体の議会の議員の選挙権を有すること、④公選法第11条に規定する欠格事由に該当しないこと、が要件とされている（公選法10・11）。

選挙区は、都道府県の議会の議員の選挙については、原則として郡、市、特別区及び指定都市の区の区域によることとされている。市町村の議会の議員の選挙については、原則として選挙区を設けないが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市は区をもって選挙区とすることとされている。選挙区において選挙すべき議員の数は、選挙区の人口に比例して、条例で定めなければならない（公選法15・266・269）。

議員の任期

議員の任期は4年である。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間である。任期は、一般選挙の日から起算される（自治法93、公選法258・260）。

〔議活五八〕

三三三

議員の辞職及び資格の決定

議員は、次の事由に該当するときはその身分を失う。

①任期の満了、②選挙無効又は当選無効の確定、③被選挙権の喪失、④兼職・兼業の禁止職への就職、⑤辞職、⑥議会による除名、⑦住民による議員の解職請求又は議会の解散請求の成立、⑧長による議会の解散又は議会の自主解散

これらの事由のうち、主なものについて次に述べることとする。

〈被選挙権の喪失、資格決定〉 被選挙権を有することは議員になるための要件であるとともに、議員としての資格を維持するための要件でもある。したがって、議員が被選挙権を有しない者であるときは議員の身分を失う。

（被選挙権については、「議員の選挙」の項を参照）

被選挙権の有無は、議員の発案（発案権は議員に専属する。）に基づき、出席議員の $\frac{2}{3}$ 以上の多数により決定するものとされている。

都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失っても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失わない（自治法127①・②）。

〈辞職〉 議員が辞職するには、議会の許可が必要である。閉会中は、議長の許可を得て辞職することができる（自治法126）。

〈議会の自主的解散（総辞職）〉 議員の総辞職という制度はなく、議会が総辞職の議決をしても何ら効果は発生しない（昭23. 10. 30行実）。したがって、議員辞職の手段を運用して行う以外に方法がないが、昭和40年に地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40法118）が制定され、この特例法により議会が自主的に解散（全員辞職）することができる途

が開かれた。この特例法による解散には、在職議員の $\frac{3}{4}$ 以上の者が出席してその $\frac{4}{5}$ 以上の同意が必要である。

行政実例

○議員総辞職の議決の効果

（昭和23. 10. 30. 自発第978号
各都道府県総務部長宛 自治課長回答）

問 議会の議員が総辞職をするという議案を議決した場合の効果はどうか。

答 総辞職の効果は生じない。

兼職の禁止

都道府県又は市町村の議会の議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員（地方公共団体の組合の議会の議員は除かれる。）及び常勤の職員と兼ねることができない。このように兼職が禁止されるのは、議員が職務を遂行する場合に支障となり、また客観的にみてこれらの職を兼ねて保有することが適当でないからである（自治法92）。

兼業の禁止

都道府県又は市町村の議会の議員は、当該地方公共団体と請負関係にたつことが禁止されている。これは、議員としての職務の公正な執行を保障するためである（自治法92の2）。

〈禁止される内容〉

- ① 議員が個人として当該地方公共団体に対して請負をし、又は請負をする者の支配人となること
- ② ①に掲げたような請負が業務の主要な部分を占めている法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者（理事、監事等）、支配人及び清算人となること

〔議活三八〕

三三四